

道路運送法施行規則第4条第2項に基づく地域公共交通会議に
おいて協議が調っていることの証明書

令和6年1月23日に開催した箱根町地域公共交通会議において、下記
事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

箱根湯本温泉旅館送迎バス

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- ・ 滝通り線（箱根湯本駅～ホテル南風荘）
- ・ 早雲通り線（箱根湯本駅～ホテルはつはな）
- ・ 塔ノ沢線（箱根湯本駅～金乃竹塔之澤）

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和6年4月1日から

令和6年1月23日

箱根町地域公共交通会議

会長 座間 毅